

暮らしの 6月 カレンダー

開庁時間 平日 8:30~17:00
すべての相談は
相談無料・秘密厳守します

【小児科】飯塚市立病院 小児科休日・夜間診療

飯塚市弁分633-1 ☎0948-35-9157 ※中学3年生までが対象
【平日】19:00~22:00(診療19:30~)
【土・日・祝日】15:30~18:30(診療16:00~) 19:00~22:00(診療19:30~)

【内科】飯塚急患センター

飯塚市吉原町1番1号 サンメディラック飯塚2階 ☎0948-24-3399
【平日】19:00~21:00 【土・日・祝日】18:00~22:00
※飯塚病院救命救急センターは、入院治療を要す重症の方を受け入れます。

【受診に迷ったときの相談先】
小児救急医療電話相談(#8000)、救急医療電話相談(#7119)

時間外窓口業務(第2木曜日・第4木曜日)【本庁舎のみ】
仕事などの関係で平日昼間に来庁することができない方のために、窓口業務時間の延長を行っています。ご利用の際は、日時・業務内容をご確認の上ご利用ください。(17:00~19:00)

マイナンバーカード休日窓口(第3土曜日)【本庁舎のみ】
マイナンバーカードのお受け取りや申請ができます。
※完全予約制(8:30~12:00) ☎42-7424

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、全国のマルチコピー機を設置しているコンビニエンスストアなどで以下の証明書を取得できます。

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税台帳記載事項証明書
【取扱時間】6:30~23:00
- 戸籍謄(抄)本、戸籍の附票 【取扱時間】月~金曜日(祝日を除く)8:30~17:00
☎ 市民課 市民係 ☎42-7424 税務課 市民税係 ☎42-7421

女性相談窓口
女性が抱えているさまざまな悩みや問題について女性相談支援員が相談を受け、一緒に考え、解決に向けた助言や情報提供を行います。
■ 確井総合支所2階 男女共同参画推進課 9:00~16:00
■ 嘉穂総合支所相談室 13:30~16:00
■ 山田総合支所相談室 13:30~16:00
☎62-5714
右記カレンダーの日程以外をご希望の場合はご相談ください。

こころの電話相談
人にはなかなか話せないことを自分のこころにため込んでいませんか？
誰かに聞いてもらうことで少し気持ちが楽になることもあります。
相談は無料で、匿名です。お気軽にご相談ください。
☎ 17:30~20:30(祝日、第5水曜日除く) ☎53-1128

かま女性ホットライン

暴力などに悩む女性を対象とした権利の擁護および人権の保障に関する相談窓口です。
※秘密厳守
※電話代はかかりますのでご了承ください。
※状況に応じて面接相談もお受けします。
☎【毎週月・水・木・金曜日】12:00~19:00
【毎週土曜日】10:00~17:00
(祝日および12月29日~1月3日を除く)
☎092-513-7337(相談番号)
☎62-5714(男女共同参画推進課)

弁護士による無料法律相談

弁護士(福岡県弁護士会)が法律問題(相続・離婚・借金・交通事故など)でトラブル、お悩みを抱えている方のご相談をお受けします。※要予約、30分間まで
【総務課 市民相談係主催】
☎ 13:00~16:00
☎ 6月11日]本庁舎4階 4C会議室
☎ 6月25日]本庁舎4階 4D会議室
☎ 7月 9日]本庁舎4階 4D会議室
☎42-7415
【社会福祉協議会主催】
☎ 13:00~16:00
☎ 6月]山田ふれあいハウス
☎ 7月]稲築地区公民館
☎43-3511

市民相談

市民のみなさんの日常生活でのさまざまな悩みごとについて相談をお受けします。
※各総合支所 市民サービス課では、無料法律相談の取り次ぎなども行っています。
☎ 8:30~17:00(平日のみ)
☎ 総務課 市民相談係
☎42-7415

精神障がい者家族相談員による相談会

同じ悩みを持つ者としてお話を伺い、ともに考えます。本人同席も可。秘密厳守で相談無料となっています。
☎ 13:30~16:00
☎ 夢サイトかほ 小研修室
☎090-5386-4116

行政困りごと相談

道路や福祉、健康保険についてなど生活や行政に関する困りごとはありませんか。困ったら一人で悩まないで、まずはお気軽にご相談ください。
☎ 13:00~15:00
☎ 6月]嘉穂総合支所
☎ 7月]確井総合支所
☎42-7415

行政書士による無料相談

みなさんの暮らしに必要な相続や遺言、成年後見など、官公庁署への手続きについて行政書士(福岡県行政書士会筑豊支部)がご相談をお受けします。
☎ 13:00~16:00
☎ 本庁舎4階 4D会議室
☎42-7415

公証人による無料相談

遺言、尊厳死、金銭消費貸借、土地・建物の賃貸借、協議離婚に伴う養育費や慰謝料の支払い、任意後見などでお悩みの方はご相談ください。要予約、30分間
【社会福祉協議会主催】
☎ 13:00~16:00
☎ 稲築地区公民館
☎43-3511

日曜日	月曜日
※休日在宅医は変更になる場合があります。受診の際は、当日の新聞(筑豊版)などでご確認ください。	1 ■人権擁護委員による 悩みごと相談 夢サイトかほ 詳細は P.34
7 ■松岡病院(下山田) ☎52-1105	8 ■嘉穂 ☎
14 ■吉原医院(大隈) ☎57-0355	15
21 ■いわみハートクリニック(鴨生) ☎42-0326	22 ■山田 ☎
28 ■馬郡医院(鴨生) ☎42-0107	29
5 ■健康リハビリテーション 内田病院(牛腰) ☎57-3268	6

火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
2 ■確井 ☎	3 ■人権擁護委員による 悩みごと相談 本庁舎1階 相談室 詳細は P.34	4 ■行政困りごと相談 嘉穂総合支所 ■法律相談 山田ふれあいハウス	5 ■確井 ☎	6 ■人権擁護委員による 悩みごと相談 確井地区公民館 詳細は P.34
9 ■確井 ☎	10 ■公証人による無料相談会 稲築地区公民館 ■1歳6か月児健診 稲築保健センター ■人権擁護委員による 悩みごと相談 山田生涯学習館 詳細は P.34	11 ■本庁舎 ■弁護士による 無料法律相談 本庁舎4階 4C会議室 ■4か月児/7か月児 合同健診 稲築保健センター	12 ■確井 ☎	13 ■10か月児相談 稲築保健センター
16 ■確井 ☎	17	18	19 ■確井 ☎	20 ■マイナンバーカード 休日窓口 ※完全予約制
23 ■確井 ☎	24	25 ■本庁舎 ■弁護士による 無料相談 本庁舎4階 4D会議室	26 ■確井 ☎	27 ■精神障がい者家族 相談員による相談会 夢サイトかほ 小研修室
30 ■確井 ☎	7/1	2 ■行政困りごと相談 確井総合支所 ■法律相談 稲築地区公民館	3 ■確井 ☎	4
7 ■確井 ☎	8	9 ■弁護士による 無料法律相談 本庁舎4階 4D会議室 ■7か月児健診 稲築保健センター	10 ■確井 ☎	11 ■10か月児相談 稲築保健センター

人と住まいをつなぐ 個別相談会

「この家、これからどうしよう…」と感じたら、ひとりで抱えずご相談ください。空き家・相続・片付け・終活など、住まいに関するお悩みや不安を、アドバイザーが状況に合わせて一緒に整理し、「進め方の順番」を考える個別相談会です。
※法律・税務など専門判断が必要な内容は、状況に応じて窓口・専門家をご案内します。

開催日	■相談枠(予約制/先着順) 1枠60分 ①10:00~ ②11:30~ ③14:00~ 全て水曜開催			
	本庁舎 令和8年 8月19日 12月16日	山田支所 令和8年 9月16日 令和9年 1月20日	碓井支所 令和8年 6月17日・11月18日 令和9年 2月10日	嘉穂支所 令和8年 7月15日・10月21日 令和9年 3月17日

■申込締切 各開催日の2日前(土日・祝日を除く)まで ■参加資格 嘉麻市に物件を所有している方、または親族

参加方法

対面相談
各会場の相談室で実施します。
※開催日の会場をご確認ください

オンライン相談(ZOOM)
※接続方法は申込後にご案内します
スマホ・パソコンで参加できます。市外のご家族も
同席しやすく、遠方でも相談しやすい方法です。

申込方法 下記、問い合わせ先に電話またはWEBフォーム お申し込みフォームはこちら▶

ひとの終活、家の終活 ~幸せな生前整理~

これからは私らしく豊かに過ごすための生前整理や家の片付け、相続についてのセミナーです。
ぜひこの機会と一緒に、家の終活や自分らしい生き方について考えてみませんか?

夢サイトかほ	令和8年 7月 8日(水)	■時間	13:30~15:00(入場受付13:15~)
碓井住民ホール	令和8年 11月 10日(火)	■定員	各35名(事前申し込み制)
山田生涯学習館	令和9年 1月 13日(水)	■主催	嘉麻市役所 産業振興課
		■来場特典	終活エンディングノート

「住まいの個別相談会」と「ひとの終活、家の終活セミナー」両方の講師を務めます!

嘉麻市空き家アドバイザー **淀川 洋子さん** (一社)全国古民家再生協会理事
地域力創造アドバイザー(総務省)
住宅リフォームを専業とする工務店の代表でもありながら、「箱ではなく人々の暮らしをつくること」を理念に、「さまざまな暮らしの困りごと」や「空き家問題」について幅広く支援をしている。

●申込・問/産業振興課 シティプロモーション係 ☎42-7452

放置された竹林の整備を行う 所有者や自治会を支援します

森林所有者の高齢化や後継者不足などに伴い、竹林の拡大や里山林の荒廃が問題になっています。
市は、市内の放置竹林の拡大防止を図るため、竹林所有者などが行う竹林の整備に要する費用に対し「**嘉麻市放置竹林対策事業費補助金**」を交付します。

対象 ■市内に竹林を持つ所有者 ■竹林の整備を行う自治会

条件(次の①~⑤のすべてを満たすこと)

- ①対象地は、人家、農地(耕作中のものに限る)および公共建築物などに隣接した竹林
- ②間伐で500㎡以上、もしくは皆伐で200㎡以上、整備を行うこと
- ③伐採後の竹は、粉碎もしくは撤去を行い、整備後適正な管理が図られる見込みがあること
- ④市と整備実施者との間で、10年間の事業実施における協定を結ぶこと
- ⑤竹の伐採などに関し、ほかの公的な補助金などを受けていないこと

補助金の額(事業者へ整備を委託する場合)

総額 上限 **40万円** 整備(間伐または皆伐)に要した費用に補助します。

※ただし、補助対象者が自ら整備を行った場合は、別に定める標準額に実施面積を乗じた額になります。

事業実施のおおまかな流れ(委託の場合)



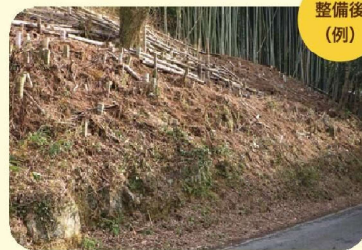
募集期間

6月1日(月)~30日(火) ※土・日・祝日を除く9:00~17:00
応募受付後、あらかじめ補助の対象となるか否かを確認し連絡します。
そのうえで、申込多数の場合は7月中に抽選を行います。

●申込・問/農林振興課 林務係 ☎42-7463
〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1
✉ rinmu@city.kama.lg.jp
※事業実施の流れや留意事項などの詳細は、上記にお問い合わせください。



整備前(例)



整備後(例)

※写真は一例です

6月の嘉麻市温浴施設のイベント

<p>■嘉穂福祉センター (大隈町1183番地1) ・季節の湯(あじさいの湯) 6月21日(日) 終日開催 開館時間 9:30~20:00/入浴時間 10:00~19:30 休館日 水曜 ●問/嘉穂福祉センター ☎57-0184</p>	<p>■ふるさと交流館 なつきの湯 (鴨生24番地10) ・季節の湯(あじさいの湯) 6月21日(日) 終日開催 ◎令和8年4月より、なつきの湯の利用時間と休館日が変わりました。 開館時間 10:00~22:00/入浴時間 10:30~22:00 休館日 第2・第4火曜 ●問/ふるさと交流館 なつきの湯 ☎20-5003</p>
<p>■山田いこいの家「白雲荘」(熊ヶ畑2173番地1) ・季節の湯(あじさいの湯) 6月21日(日) 終日開催 開館時間 10:00~21:00/入浴時間 11:00~21:00 休館日 木曜 ●問/山田いこいの家「白雲荘」 ☎52-1681</p>	<p>記載の市内3温浴施設につきましては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も、4月より障がい者料金の適用となりました。</p>

イラストで知ろう! **いろいろな手話** 第19回 日常会話③ ●問/社会福祉課 障がい者福祉係 ☎42-7458

何かお困りですか?

何

右手の人差し指を立てて左右に振る
※少し首をかしげるとよい

4月号でも登場!

困る

右手でこめかみのあたりを前後にかく

令和7年6月号でも登場!

~ですか?(質問)

右手の指先を揃えて自分に向け、そのまま手のひらを上にして前に出す



高齢者

に関するお知らせ



フレイルチェックのご案内～気づきから始める予防～

今までできていた身の回りのことや、歩くことなど、生活動作がおこないにくくなったと感じることはありませんか？
日々の活動量が減ると、心身の機能低下(フレイル・虚弱状態)を招きます。フレイルは、健康と要介護状態の間の心身共に弱っている状態を指す言葉です。フレイルが進むと身体回復力や抵抗力が低下し、疲れが改善しにくくなります。フレイル状態に気がついて、自分にあった改善方法を取り入れることで予防することができます。市では、握力・筋肉量測定などでフレイル状態を確認する「フレイルチェック」を開催します。まず今の状態に気づくことから、自分にあう改善方法を学んでみませんか。

■日時 7月13日(月) 13:00～14:30
 ■対象 65歳以上の嘉麻市民 ■場所 碓井住居センター
 ■申込 25名程度 電話にて申し込みください。
 ※申込期間は、6月8日(月)～30日(火)です。
 ※定員になりしだい締め切ります。
 ■持物 タオル、飲み物、運動しやすい服装、靴

●問/高齢者介護課 高齢者相談支援センター係 ☎42-7434

らくらく水中運動教室のご案内

水の抵抗を利用してストレッチやウォーキングを中心におこなうプールでの運動教室です。
“水の中だと足や肩がよく動いた”
“体調が良くなった”“筋力がついた”
など、いいことづくめの教室です。
水中での運動は約60分程度です。

■対象 運動制限のない、65歳以上の嘉麻市民
 ※介護認定を受けていない方に限ります。
 ※令和7年度の教室参加者は参加できません。
 令和6年度以前の教室参加者は定員に満たない場合のみ申し込みを受け付けます。
 ※いきいき運動教室との併用はできません。

■日時 8月5日(水)～12月2日(水) 毎週水曜 全16回
 10:00～11:00
 ■場所 サルビアプール ■定員 10名
 ■内容 プールでのウォーキング・筋力運動など
 ※健康チェック(フレイルチェック)・『健口教室』も含まれます。
 ■費用 実費負担金 1回200円(保険料および施設使用料)
 ■申込 電話にて申し込みください。
 ※申込期間は、6月8日(月)～26日(金)です。
 ※定員になりしだい締め切ります。

●問/高齢者介護課 高齢者相談支援センター係 ☎42-7434



健康診査のお知らせ

後期高齢者医療広域連合では、下記の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的として健康診査を実施しています。対象者へは4月下旬に受診票を送付します。

■受診対象者
 被保険者(長期入院者、一部の施設入所者を除く)、生活習慣病(※)の治療を受けている方
 ※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

■受診票の送付時期
 令和8年4月末現在で被保険者の方 4月下旬
 令和8年5月以降に75歳になる方
 75歳になる誕生月の10日頃(誕生日前の受診はできません)

■受診時の自己負担金 一律500円
 ■受診方法

①かかりつけ医または前回健康診査を受けた医療機関などに、後期高齢者健康診査が受診できるか確認し、予約をする。(どこに予約してよいかわからない時はお問い合わせください)
 ②健康診査を受診する。
 受診の際は必ず「受診票」、「マイナ保険証、または資格確認書」、「自己負担金500円」を持参する。

●問/福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎092-651-3111 FAX 092-651-3901
 福岡市博多区千代四丁目1-27(福岡県自治会館5階)
<https://www.fukuoka-kouki.jp/>
 ※間違い電話にご注意ください(福岡市周辺エリア以外の方は092を忘れず！)

いきいき運動教室のご案内

寝たきりにならない体をめざす運動教室を開催します。“やさしい”“楽しい”“気持ちのいい”など、いいことづくめの教室です。運動は約60分程度です。日頃、運動習慣のない方にお勧めです。楽しく体を動かしてみませんか。

■対象 運動制限のない、65歳以上の嘉麻市民
 ※介護認定を受けていない方に限ります。
 ※令和7年度の教室参加者は参加できません。
 令和6年度以前の教室参加者は定員に満たない場合のみ申し込みを受け付けます。
 ※らくらく水中運動教室との併用はできません。

■日時 8月19日(水)～11月25日(水) 毎週水曜 全14回
 14:00～15:00
 ■場所 夢サイトかほ
 ■内容 ストレッチ・筋力運動・軽い有酸素運動
 ※『健口教室』も含まれます。
 ■定員 20名 ■費用 実費負担金 1回100円(保険料など)
 ■申込 電話にて申し込みください。
 ※申込期間は、6月8日(月)～26日(金)です。
 ※定員になりしだい締め切ります。

●問/高齢者介護課 高齢者相談支援センター係 ☎42-7434



後期高齢者医療制度に加入しているみなさまへ

【令和8年度の保険料額について】
 子ども・子育て支援法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律で規定する保険料の徴収対象とする費用の中に「子ども・子育て支援金」分(以降、「子ども分」という)を含めることとなりました。
 令和8年度より、保険料の年額は従来の医療保険料分(以降、「医療分」という)と「子ども分」の合計になります。「医療分」、「子ども分」の額は、それぞれ被保険者全員に均等に賦課する「均等割額」と、所得に応じて賦課する「所得割額」の合計になります。

■保険料額(年額) = 医療分 + 子ども分
医療分(注1)(10円未満切り捨て) = 均等割額 66,340円 + 所得割額(総所得金額等(注3) - 基礎控除額(注4)) × 11.70%(所得割率)
子ども分(注2)(10円未満切り捨て) = 均等割額 1,339円 + 所得割額(総所得金額等(注3) - 基礎控除額(注4)) × 0.25%(所得割率)
 (注1)「医療分」の賦課限度額は85万円です。(注2)「子ども分」の賦課限度額は2.1万円です。
 (注3)「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除額」、「給与収入 - 給与所得控除額」、「事業収入 - 必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。
 また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で10万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。
 (注4)「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

【令和8年度の保険料軽減について】
 ■所得の低い方への軽減
 世帯の所得状況に応じて、均等割額(医療分66,340円、子ども分1,339円)を軽減します。
 令和8年度は、均等割額(医療分)の7割軽減(本則)が特例により7.2割軽減になります。
 ただし、同一世帯(注5)内の被保険者および世帯主に所得が不明な方がいる場合、軽減されません。

対象者の所得要件 (同一世帯(注5)内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(注6)の合計額)	軽減割合(軽減後の均等割額の年額)	
	本則	令和8年度
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)(注7) 以下	7割	7.2割(医療分 18,575円) 7割(子ども分 401円)
43万円(基礎控除額) + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)(注7) 以下	5割	5割 (医療分 33,170円) (子ども分 669円)
43万円(基礎控除額) + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)(注7) 以下	2割	2割 (医療分 53,072円) (子ども分 1,071円)

(注5) 4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。
 (注6)「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額などと同額ですが、満65歳以上の方の公的年金については、「公的年金等収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除額(最大)15万円」となります。
 また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。
 (注7) 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2名以上が、給与所得または公的年金などに係る所得を有する場合に適用されます。
 また、下線部中の「給与所得者などの数」を算定する際は、給与所得控除を65万円ではなく55万円です算定します。

■後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方への軽減
 所得割額はかかりません。また、制度加入後2年間に限り均等割額が5割軽減(注8)されます。
 なお、均等割額が7割(7.2割)軽減に該当する方は、7割(7.2割)軽減(注9)が優先となります。
 (注8) 5割軽減後の保険料(医療分33,170円、子ども分669円)
 (注9) 7割(7.2割)軽減後の保険料(医療分18,575円、子ども分401円)

【保険料額の通知について】
 保険料額の詳細については、7月に送付予定の「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

●問/市民課 国保年金係 ☎42-7426・福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎092-651-3111

介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書の非課税世帯証明としての利用について

高齢者介護課より、6月中旬に介護保険料が年金天引きされている方などへ、「令和8年度 介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書」が郵送されます。
 この通知書の中の保険料算定の基礎の世帯課税状況が「非課税」になっている方は、65歳以上の方の定期予防接種(インフルエンザなど)やがん検診の非課税世帯証明書としてご利用できますので、保管をお願いします。

●問/健康課 健康推進係 ☎42-7430

保険料算定の基礎		保険料算定の基礎	
生活保護	***	生活保護	***
老齢福祉年金	***	老齢福祉年金	***
本人市町村民税	非課税	本人市町村民税	非課税
所得額		所得額	
課税年金収入額	0円	課税年金収入額	0円
世帯課税状況	非課税	世帯課税状況	非課税

参加
無料

スマホの「わからない...」を解消!

移動型スマホ教室



「スマホなんでもサポート号」でスマホについて学ぼう!

●問/デジタル戦略課 デジタル戦略係
☎42-7420

ソフトバンク株式会社にご協力いただき、「山田生涯学習館」「バス来る嘉麻」「碓井住民センター」「なつきの湯」の各駐車場において、専用車両での移動型スマホ教室を開催します!
車内には3つの座席があり、それぞれに講師を映し出すタブレット、操作をしていただくスマートフォンを準備しています。
エアコンが効いた快適な車内です!



車内で快適に受講できます!

6月の日程・場所	11:00~12:00	12:30~13:30	14:30~15:30	16:00~17:00
4日(木) 山田生涯学習館				デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう
11日(木) バス来る嘉麻	Android 入門編	Android 基礎編	Android 応用編	LINEでコミュニケーション
18日(木) 碓井住民センター				デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう
25日(木) なつきの湯				マイナポータルを活用しよう

1講座60分、各講座定員3名まで

講座メニュー	概要
デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう	インターネットの特徴や、ネット上でのコミュニケーションの留意点などを学び、安心・安全に楽しむ方法
LINEでコミュニケーション	トーク・写真・スタンプの送り方、トークグループの作り方、ビデオ通話の仕方
マイナポータルを活用しよう	「マイナポータルアプリ」の説明や設定方法/健康保険証との連携方法

こんなことが
学べます!!

予約方法

専用コールセンター電話番号
0800-111-9442 受付
9:00~17:00

※コールセンターは、夕方か土日につながりやすいです。
※参加したい日の前日までに、コールセンターにお電話ください。

開催場所

- 山田生涯学習館 (上山田1347番地10)
 - バス来る嘉麻 (牛隈883番地1)
 - 碓井住民センター (上臼井446番地1)
 - ふるさと交流館 なつきの湯 (鴨生24番地10)
- 開催場所に専用車両が駐車しています。専用車両に乗車し、画面越しに講師の方と会話する形で教室を行います。

《予約不要》スマホアドバイザーによるスマホ相談会 【時間】11:00~16:00

スマホに関する疑問や悩み事のご相談ができるよう、スマホ相談会も予約不要で開催しています。

開催場所	山田生涯学習館	バス来る嘉麻	碓井住民センター	なつきの湯
	6月4日(木)	6月11日(木)	6月18日(木)	6月25日(木)

スマホの機種や利用している携帯会社、相談内容などの制限はありません。お気軽にお立ち寄りください。
※業務の都合により一時離席する場合がありますのでご了承ください。



令和8年度 65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料について

(注1)令和8年4月より、令和7年(1~12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が82万6,464円となったことを受け、所得段階の第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる金額が80万9,000円から82万6,500円になりました。ほか、計算方法、各段階の保険料(年額)などに変更はありません。

65歳以上の方の保険料は、本人や同じ世帯の方の市民税課税状況や、本人の前年の収入や所得の状況によって段階が分かれています。4月1日現在(または資格取得日)の世帯の状況で、その方の段階が決まります。

※合計所得金額については、長期・短期譲渡所得に係る税法上の特別控除額を控除した額を用います。

(注2)第1~3段階の介護保険料について、公費による軽減が実施されています。(保険料率と保険料年額については、軽減後の値を記載しています)

(注3)「課税年金収入額」とは、老齢・退職年金など、市民税の課税対象となる年金の金額です。(障害、遺族、老齢福祉年金などの非課税年金の金額は含みません)

※令和8年度介護保険料算定に限り、調整の結果、市民税が非課税でも介護保険料の所得段階では課税とみなす場合や、市民税が課税でも介護保険料の所得段階では非課税とみなす場合があります。

■介護保険料の計算方法

【令和6年度~令和8年度】
基準額(78,000円)×各所得段階に応じた保険料率=保険料(年額)となります。

●問/高齢者介護課 介護保険係 ☎42-7431

■所得段階別の介護保険料

所得段階	対象者		計算方法 (基準額× 保険料率)	保険料 (年額)
	本人の属する世帯の状況	本人の状況		
第1段階	世帯員全員が市民税非課税の方	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が82万6,500円以下(注1)の方	基準額×0.285(注2)	22,230円(注2)
		課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が82万6,500円以下(注1)の方	基準額×0.485(注2)	37,830円(注2)
		課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が120万円を超える方	基準額×0.685(注2)	53,430円(注2)
第2段階	世帯員に市民税課税者がいる方	課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が82万6,500円以下(注1)の方	基準額×0.90	70,200円
		課税年金収入額(注3)と合計所得金額(年金に係る所得は除く)の合算額が82万6,500円以下(注1)の方	基準額×1.00	78,000円
		合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	93,600円
第3段階	本人が市民税課税の方	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	101,400円
		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	117,000円
第4段階	本人が市民税課税の方	合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	132,600円
		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	148,200円
第5段階	本人が市民税課税の方	合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	163,800円
		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	179,400円
第6段階	本人が市民税課税の方	合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	187,200円

令和8年度 負担限度額認定の更新について

令和8年7月31日(金)まで有効の介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

■持参物

- 1 介護保険負担限度額認定申請書
 - 2 同意書
 - 3 本人と配偶者の印鑑
 - 4 本人と配偶者名義のすべての預貯金の通帳などの写し(口座名義のページと直近2か月間の記載分)
 - 5 マイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードの写しなど)
- ※代理申請の場合は①~⑤の他、代理人の顔写真付の公的な証明書、代理権の確認ができるもの(被保険者証、委任状など)が必要です。
※更新申請の詳細についてはお問い合わせください。

■場所

高齢者介護課 介護保険係 または
各総合支所 市民サービス課 市民サービス係
■日時 7月1日(水)~17日(金) 8:30~17:00(土日祝を除く)
※令和8年8月31日(月)まで更新手続きは可能ですが、預貯金調査を行う場合があるため、審査に時間を要します。
※利用者負担段階の第2段階と第3段階を区分する年金収入などに、非課税年金(遺族年金と障害年金)が所得として合算されます。

また、本人または世帯員(同一世帯に属していない配偶者を含む)が市町村民税課税であっても、以下の要件すべてに該当する方は、申請することで負担限度額を適用する特例減額措置が受けられます。

- 1 世帯の構成員数が2名以上(同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算)
 - 2 介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担
 - 3 世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が82万6,500円以下
<世帯>施設入所にあたり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算
<収入>公的年金などの収入金額+合計所得金額
 - 4 世帯の現金、預貯金などの金額が450万円以下(預貯金などには有価証券、債権なども含まれる)
 - 5 すべての世帯員および配偶者が居住や日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
 - 6 すべての世帯員および配偶者が、介護保険料を滞納していない
- ※特例減額措置についての詳細はお問い合わせください。

●問/高齢者介護課 介護保険係 ☎42-7431

高齢者に関するお知らせ



子育てに関するお知らせ

児童手当現況届について

今年も現況届の時期になりました。現況届の提出は原則不要ですが、下記に該当する方のみ提出が必要です。

- 現況届の提出が必要な方
 - ◎監護している大学生年代(平成16年4月2日～平成20年4月1日生まれ)の子が学生以外の場合
 - ◎配偶者からの暴力等により、住民票の所在地と異なる市区町村で受給している方
 - ◎受給者と児童が別居している方
 - ◎離婚協議中で配偶者と別居している方
 - ◎その他、嘉麻市から提出の案内があった方
- ※児童手当現況届は、毎年6月1日現在の状況を把握するため、前年の所得や子どもの養育の状況等を調べ、引き続き手当てを受けられるかどうかを確認する大切な届出です。必ず手続をしてください。(ただし、公務員の方は勤務先での手続となります)
- なお、手続が必要な方には、5月下旬に現況届用紙等を郵送します。
- 提出方法
 - 郵送または本庁舎13番窓口にて受付を行います。同封の返信用封筒をご利用ください。
- 提出期間
 - 令和8年6月1日(月)～30日(火) ※必着
 - ※現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当の支払いが差止めになりますので、ご注意ください。
 - なお、期間内に提出できない場合は、こども育成課 児童係までご連絡ください。

●問/こども育成課 児童係(本庁舎) ☎42-7459

産前産後期間に対する国民健康保険税の軽減制度について

子育て世帯の負担軽減の観点から、国民健康保険被保険者で出産する方に対して、出産前後の一定期間の国民健康保険税が軽減される制度があります。軽減を受けるためには届出が必要です。

- 対象者・届出が必要な方
 - ① 出産予定のある国民健康保険被保険者の方 ※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含む)
 - ② 嘉麻市以外の市町村で妊娠・出産の届出をおこなった方
 - ③ 出産後、対象期間中に嘉麻市国民健康保険に加入した方
 - ④ その他の事情により、嘉麻市に妊娠・出産の届出をおこなっていない方
- 軽減の概要
 - 当該年度および翌年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、産前産後期間の保険税が軽減されます。この制度の軽減を受けるには、届出が必要です。(産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません)
- 軽減期間
 - ◎単胎の方は出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月相当分
 - ◎多胎の方は出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月
- 持参品
 - ◎申請書(受付窓口)に備え付けてあります
 - ◎出産(予定)日と、多胎妊娠の場合はその事実が確認できる書類(母子健康手帳などをお持ちください)
 - ◎本人確認書類(免許証、マイナンバーカードなどをお持ちください)
- ※出産予定日の6か月前から届出が可能です。また、出産後の届出も可能です。
- 受付窓口
 - 本庁舎 市民課 および
 - 各総合支所 市民サービス課 市民サービス係
- 問/税務課 市民税係 ☎42-7421

【6月】子育て支援センターよりお知らせ

Notice

【恵た子育て支援センターたんぼぼ】☎57-3318

- たんぼぼ広場 10:30～11:30
 - 2日(火) 発育測定、記録製作
成長を記録しましょう☆
 - 5日(金) フラダンス
フラ・カナナカさんが来てくれます。一緒にマネして踊ろう!!
 - 9日(火) 6月の製作 カップに模様を描こう!
 - 16日(火) スカーフで遊ぼう!
音楽に合わせてスカーフで遊ぼう!
 - 19日(金) ほかほかおはなし会
(場所:夢サイトかほ)
おはなし会に参加します。
 - 23日(火) ふれあい遊び
親子でふれあい遊びを楽しもう!
 - 30日(火) ふれあい遊び 体を動かして遊ぼう!
- ※イベント参加の際は、活動日の前日までに予約をお願いします。また、活動中止の可能性もありますのでご了承ください。
- 施設利用・園庭開放 月～金曜 10:00～15:00
- 一時預かり
 - 月～金曜 9:00～17:00、土曜 9:00～12:00
 - 病気・出産およびリフレッシュしたい時など、気軽にご利用ください。
 - ※詳細は園までお尋ねください。

【嘉麻市地域子育て支援センター】☎83-5263

- 教室の申し込みは開催日の前日16:00までにお電話や二次元コードからお願いします。初めての方もお気軽にご参加ください。
- るんるん教室 10:30～12:00
 - 4日(木) 7・8月のカレンダーづくり 親子で簡単な製作をして、カレンダーを作りましょう。
 - 11日(木) 助産師とママとのリラックスタイム 助産師さんと癒しの時間を!
 - 18日(木) 図書館職員による楽しいおはなし会 絵本の読み聞かせや手遊びなどを楽しみましょう。
 - 25日(木) 看護師さんのお話 虫歯予防や夏の過ごし方など。個別相談もできます。
- ホットサロン開放日 月～金曜 9:00～12:00、13:00～16:30(教室開催日は14:00～16:30)
- ※毎週火曜日は発育測定をしています。

【あけみ子育て支援センター】☎52-1000

- みんなの広場 10:30～12:00
- ※予定の変更・中止はホームページでお知らせします。
- 3日(水) 手作りおもちゃ製作(要予約)
- 17日(水) 陶芸教室(要予約)
- 24日(水) お誕生会に参加しよう!
ヨガ教室・育児相談・身体測定
※身体測定の際に使用しますので、バスタオルを持参してください☆
- 保育施設開放・園庭開放 月～土曜 10:00～15:00(随時)



国民年金からのお知らせ

老齢基礎年金の額を増やしたい方へ

老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。付加保険料を納付できるのは、第1号被保険者で定額の保険料を納付している方、または任意加入被保険者です。

- 一部免除を含め、保険料の免除を受けている方および国民年金基金の加入員は付加保険料の納付はできません。
- 付加保険料は定額の保険料(令和8年度は17,920円)に月額400円を合わせて納めると、老齢基礎年金に付加年金(200円×付加保険料納付月数)を上乗せして受け取ることができます。
- 付加保険料の納付を希望する場合は届け出が必要ですので、市民課 国保年金係(本庁舎)または各庁舎 市民サービス課 市民サービス係までお越しください。

【申請に必要なもの】
マイナンバーカードなど本人確認ができるもの

●問/直方年金事務所 ☎0949-22-0891
市民課 国保年金係 ☎42-7426

出張年金相談は予約制です

出張年金相談を利用する場合は、事前に直方年金事務所に予約の電話をしてください。その際に基礎年金番号をお知らせください。

開設場所	日程	時間
本庁舎 会議室	6月11日(木)、7月9日(木)	10時～12時
田川青少年文化ホール	6月4日(木)、7月2日(木)	13時～16時
川崎町総合福祉センター	6月25日(木)、7月23日(木)	13時～16時
飯塚市立岩交流センター	6月9日(火)、6月23日(火)、7月14日(火)、7月28日(火)	13時～16時

※出張年金相談では、障害年金および脱退一時金の相談については対応できませんので、ご了承ください。

※直方年金事務所にて相談をご希望の場合も予約をお願いします。ただし、当日予約はできません。

●問/直方年金事務所 ☎0949-22-0891(音声案内)
最初に「1」を押し、続けて「2」を押すとお客様相談室につながります。

今月のお題 お気に入りコレ♡



井上 叶愛ちゃん
下白井/2歳/女の子
令和6年5月10日生まれ
今月のお気に入り♡
常と一緒に♡♡♡



岩崎/6歳/男の子
令和2年3月14日生まれ
お誕生日会でもらった冠☆

次(8月号)のお題 おやつタイム♪

8月号掲載の締め切り
6月11日(木)締切

写真大募集!

お題に沿った6歳までのお子さんの写真を募集! ぜひ、ご応募ください!

お子さんの写真の裏に

- お子さんの、名前(ふりがな)・性別・生年月日・年齢(6歳まで・掲載月で何歳になるか)・お住まいの地域名
- 送付される方、名前・住所・電話番号・コメント(25字以内・応募多数の場合は省く場合もございます)を記入してください。

掲載の締め切りまでに①～③のいずれかでご応募ください。
①市役所(各庁舎でも可)に持参 ②郵送 ③メール
【写真の送付先】株式会社NOTE 広報嘉麻編集部
住所/〒820-0005 飯塚市新飯塚21-26 ASビル3F
メール/kouhoukama@hen01.com

【注意】
※掲載写真は返却できません。※写真を掲載する際は、事前に編集部より確認のご連絡をお願いします。※応募多数の際は抽選にてご掲載となりますので、掲載不可の場合もございます。ご了承ください。



図書館からのお知らせ ● 問 / 嘉穂図書館 ☎57-3610

おすすめの本

■一般図書『わけがわかる日本史』
本保 泰良 / 著 (Gakken)
あれってなんだったっけ？
昔習った歴史の知識をアップデート。クイズ感覚ですらすら読めるから面白い！
この一冊を片手に大河ドラマを見るのもおすすめです。



■児童図書『世界を握りつくせ！ 人類の歴史を変えた18の偉大な発掘の物語』
アレクサンドラ・ステュワート、キティ・ハリス / 著
喜多 直子 / 訳 (創元社)



地面の下には、すごいお宝が眠っている。海のモンスター、マンモス、海中都市、王様や最新のヒトのうんちまで！
一体どうやって見つけたの？
子どもでも見つけられる？
絵本のように読みやすい一冊。

6月の休館日について【全館】

1日(月)、8日(月)、15日(月)、
22日(月)、25日(木)、29日(月)

6月の図書館定例イベント

- おはなし会(乳幼児向け)
【山田】10日(水) 11:00～ 【嘉穂】19日(金) 10:30～
【稲築】18日(木) 10:30～ 【碓井】28日(日) 11:00～
※会場:嘉麻市地域子育て支援センター
- おはなし会(児童向け)
【碓井】20日(土) 13:30～ 【嘉穂】20日(土) 14:30～
※会場:織田廣喜美術館

令和8年度 嘉麻市立図書館ビジネス支援
申し込みは6月16日(火)まで

「とまととはちみつ」
ひと口で地元が好きになる。嘉麻市産の「とまととはちみつ」を味わい、農家直伝レシピも体験できます。身近な美味しさ、見直してみませんか？

- 日時:6月23日(火)13:30～15:00
- 講師:川村菜園 川村 拓也 氏、辻養蜂場 辻 諒太 氏
- 会場:嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ
- 対象:子どもから大人まで(託児なし)
- 材料費:500円 ●持参物:エプロン三角巾、マスク
- 定員:20名(要申込み・申込み多数の場合は抽選)
- 申込先:お電話または図書館カウンターにて受付

Instagram



ホームページ



「いなひが交流タイム」では
上級生の子どもたちが
下級生の子どもたちに
親身になってレクチャー♪



近畿短期大学より、
講師の方に出前講座を
開催いただき
キャリア教育も実施しました!



7年生の「立志式」が
行われました。
自分のなりたい職業や
それに必要な資格などを調べ、
一人ひとりしっかりと
発表しました!



卒業式では
卒業生たちが心を三つに合唱し、
旅立ちの歌声が体育館に響きました。



異学年交流の一環で、
9年生ありがとう集会も開かれました。

嘉麻市 教育通信

私たちの大好きな学校をご紹介します!

今月の学校紹介

稲築東 義務教育学校



本校は、「自主・不屈・貢献」の精神を身に付け、志を持って社会に羽ばたく児童生徒の育成を教育目標としています。今年度は校訓を見直し、他者を意識した行動を重視する「貢献」を新たに加えました。あわせて学力向上を最優先課題とし、「問いづくり・思考づくり・価値づくり」を柱とした授業改善に取り組んでいます。
義務教育学校として4・3・2制の小中一貫教育を展開し、異学年交流を積極的に進めるとともに、キャリア教育やふるさと学習の充実にも力を入れています。児童生徒会では「不易流行」をテーマに、伝統を大切にしながら新たな取組にも挑戦しています。さらに今年度よりコミュニティ・スクールとして、学校・地域・家庭が一体となった教育を推進します。「支え合い、喜びを分かち合える最高の学校」を合言葉に、一人ひとりの成長を大切に教育活動を進めていきます。

うちの学校のココが 好き!

生徒同士の仲が良いところです。
お昼休みは上級生と下級生が
一緒に遊ぶこともあります。



児童生徒会役員 6年生
馬場 優輝 さん

みんな大好き!

うちの学校の 名物先生

小学生時代に恩師の「長所を伸ばす教育」に感銘を受け、教職を志した波多江先生。生徒が「分かった」と目を輝かせる瞬間に、大きなやりがいを感じていると話しました。
山口先生は、子どもたちの成長に寄り添い、その歩みを支えたいとの思いから教師の道を選んだとのこと。本校の特色である上級生が下級生を自然に支える関係性は、主体性や思いやりを育む好循環を生み出していると感じてくれました。
生徒との信頼関係を第一に考える小林先生は、日常の何気ない会話に喜びを見出しているといいます。この学校ができたことと生徒が実感できるような、学びの楽しさを大切に授業づくりに取り組んでいます。



【右】5年2組担任 波多江 心音 先生
【中】7年2組担任 山口 直哉 先生
【左】8年2組担任 小林 美優 先生

ようこそ、オダビへ。 Welcome to DABI

嘉麻市立 織田廣喜美術館

あなたの写真がメモリアルカレンダーに! 開館30周年記念事業 写真募集中

嘉麻市立織田廣喜美術館の開館30周年メモリアルカレンダーに掲載する写真作品を募集しています。採用された方には、カレンダーの完成品を贈呈します。

- 募集期間 / 7月19日(日)まで
- 対象 / どなたでもご参加いただけます
- 募集内容 / テーマ「筑豊の自然風景」(サイズ:2L判)
次の世代にも遺していきたい、大事にしていきたいと感じる、緑豊かな筑豊の四季や風景に焦点を当てた写真作品。

※応募方法など、詳細はチラシまたはホームページをご確認ください。
※完成したカレンダーは11月頃販売予定です。
嘉麻市上白井767 TEL:62-5173 FAX:62-5171

Instagram



ホームページ



6月の休館日 | 1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、29日(月)

※7日(日)はライブシアター開催のため、13:00～開館します。

嘉麻のくらし Information

お役立ち情報発信!

人の動き
 人口 33,016人
 男性 15,527人 (-33)
 女性 17,489人 (-32)
 世帯 17,662世帯 (-12)
令和8年4月末現在 ()内は前月比

交通事故の動き
 発生件数 20件 (-7)
 死者数 0人 (±0)
 傷者数 26人 (-12)
令和8年4月末現在 ()内は前年比
 福岡県交通安全スローガン
 「ただいまの笑顔で今日も会えますように」
○夜間は明るい色の服や反射材の着用を! ○横断歩道付近では横断歩道の利用を!

交付できませんのでご注意ください。
 ※マイナンバーカードやマイナ保険証を持っていない方については、お持ちの資格確認書の有効期限が切れる前に、自動で資格確認書が交付されます。交付申請は不要です。
 ※すでに要配慮者の資格確認書交付申請をしている方については申請不要です。

- 【届け出に必要なもの】**
- 本人確認書類
 (マイナンバーカード、免許証など)
 - 世帯主および資格確認書の交付希望者のマイナンバーがわかるもの
 - 介護保険証や障がい者手帳など、要配慮状態を証明する書類
 - 委任状(代理人が申請する場合)
 - 間/市民課 国保年金係 ☎42-7426

税務課 徴税係からのお知らせ

■今月の納税のお知らせ
 今月は「市県民税(第1期)・国民健康保険税(第1期)」の納期月です。6月30日(火)までに納税してください。
■税金は納期限内に納税しましょう
 納期限を過ぎてしまうと、税額、日数によって延滞金が増加されてしまいます。また、納付しないままにしていると財産の差押えなどの滞納処分の対象となってしまう。
 ※税金の納期内納付、また納付が困難な場合は早めにご相談ください。
■夜間納税相談窓口
 昼間、仕事などで納税や納税相談に来ることができない方のため、毎月第2・第4木曜日に「夜間納税相談窓口」を開設しています。市税・国民健康保険税の納税や納税相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。
 6月11日・25日(木) 17時～19時
 本庁舎 税務課窓口
 また、月に一度ファイナンシャルプランナーによる納税相談も行っています。借金問題などでお困りの方は、ご相談ください。(予約制)
 ●間/税務課 徴税係 ☎42-7423


健康保険税の算定のために所得の把握が必要です。申告が必要でまだお済みでない方は、早めにご申告ください。
 ●間/税務課 市民税係 ☎42-7421

市民課 国保年金係からののお知らせ

①令和8年度 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ交付
 現在交付している令和7年度国民健康保険資格確認書および70歳以上の方がお持ちの資格情報のお知らせは、令和8年7月31日で有効期限を迎えます。それに伴いマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの70歳以上の方には資格情報のお知らせを令和8年7月末までに郵送(資格確認書は個人ごとに特定記録郵便、資格情報のお知らせは個人ごとに普通郵便)にて交付します。
 ※70歳未満の方の資格情報のお知らせには有効期限の記載がないため券面の情報に変更がない限り交付しません。一度でも交付を受けたことがある方には交付しませんでお手持ちの資格情報のお知らせを引き続き使用してください。ただし、70歳以上の高齢受給者の資格情報のお知らせについては毎年8月1日から翌年7月31日有効期限のものを交付します。
 ※令和8年度より資格確認書および資格情報のお知らせは郵便受けに投函されます。
②【国民健康保険】マイナ保険証の利用が難しい方には、申請により資格確認書を交付します
 嘉麻市国民健康保険に加入中で、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(以下、マイナ保険証)の利用が難しい方(介助者などの第三者が、高齢者・障がい者または要介護者などである被保険者本人に同行して、本人の資格確認を補助する月から、その月の属する年度の翌年度未までが軽減となります)には、申請により資格確認書を交付します。なお、有効なマイナ保険証をお持ちの方で、マイナ保険証を利用することが難しい事情がない方には、資格確認書は

お知らせ

大雨時は道路情報確認を

国道201号の八木山峠・鳥尾峠では、大雨などの異常気象時に土砂崩れなどの災害が発生する恐れがあるため、連続雨量が200ミリに達した場合、危険箇所の通行止めを行っています。大雨の時には事前に国土交通省北九州国道事務所ホームページで通行止め・雨量などの道路情報をご確認ください。

 ホームページはこちら

●間/国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 筑策維持出張所 ☎0948-22-7942

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減

解雇・雇止めなど、非自発的な理由で離職をした方を対象とした国民健康保険税の軽減制度があります。この制度の軽減を受けるには、申請が必要です。
■対象者: 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、①および②の要件をすべて満たす方
 ①雇用保険受給資格者証の「離職年月日」時点で65歳未満の方
 ②雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄のコード番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかの方
 ※雇用保険特例受給資格者証および雇用保険高齢受給資格者証の方は軽減の対象外です。
■軽減の概要: 国民健康保険税の算定の基となる前年所得の給与と所得を100分の30とみなし算定を行います。
■軽減期間: 離職年月日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度未までが軽減となります。
■受付窓口: 本庁舎 税務課および各総合支所市民サービス課 市民サービス係
■持参品: 雇用保険受給資格者証 ※国民健康保険にご加入の方は、国民

Information Pick Up

Pick Up 1

知っていますか? 嘉麻市アピランスケア推進事業

市では、がん患者のみなさまの治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を応援し、療養生活がよりよいものになるよう、アピランスケア推進事業を実施します。治療に伴う外見の変化を補うために購入した、医療用ウィッグや補整具などの費用の一部を助成します。

- 助成を受けることができる方**
 ※①～④いずれにもあてはまる方
 ①申請時に嘉麻市内に住所を有する方
 ②がんと診断され、現在治療を受けている、または過去に治療を受けた方
 ③世帯の市民税所得割課税額が235,000円未満である方
申請方法など
 「嘉麻市アピランスケア推進事業助成金交付申請書」に必要書類(※)を添えて、健康課(本庁舎 2階 24番窓口)まで持参または郵送ください。
 (※)必要書類
 ●診療明細書の写しなど、治療を受けている(受けていた)ことがわかる書類
 ●領収書と明細書の写し
 詳細は「嘉麻市 アピランスケア」で検索してください。

助成対象となる用品・助成金額

区分	助成の対象となる用品	助成金額
①医療用ウィッグなど	医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子	左の用品の購入費(税込)の1/2 上限 20,000円
②補整具など	補整パッド、補整下着、専用入浴着、弾性着衣(弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ)、エビテーゼ(補整用人工物)	左の用品の購入費(税込)の1/2 上限 10,000円

※助成は、①・②の区分ごとに1人1回です(購入個数は問いません)。

- 【助成の対象外となるもの】**
- 医療保険制度や他の補助制度を活用できる用品
 - クリーナー、リンスなどのケア用品や付属品
 - 購入のための交通費や郵送料
- 令和8年度(4月1日から令和9年3月31日まで)に購入した対象用品については、原則として令和9年3月31日が申請の期限となります。
 ●申込・問/健康課 健康推進係 ☎42-7430

Pick Up 2

知っていますか? 嘉麻市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業

市では、40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、居宅介護サービス利用料の一部を助成し、患者と家族の身体的・経済的負担を軽減するための事業を実施します。
 ※AYA世代…15～39歳の思春期・若年成人の世代

- 助成を受けることができる方**
 ※①～④いずれにもあてはまる方
 ①嘉麻市内に住所を有する40歳未満の方
 ②がん患者の方(介護保険における特定疾病としての「がん」の定義に該当する方)
 ③在宅療養のために生活支援、介護が必要な方
 ④他の事業において、同様のサービスの利用ができない方
申請方法など
 「嘉麻市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書」に必要書類(医師の意見書・様式あり)を添えて、健康課(本庁舎 2階 24番窓口)までご提出いただけます。
 詳細は「嘉麻市 小児・AYA世代」で検索してください。

対象となるサービスなど

区分	内容	利用上限額	自己負担額
①訪問介護	●身体介護(入浴、排泄、食事の介助) ●生活援助(掃除、洗濯、調理などの介助) ●通院などの乗降介助(車両への乗り降りの介助)	月額 60,000円 ※60,000円を超えた部分は、自費となります。	サービス費用の 1割 ※60,000円分利用した場合は、6,000円の自己負担となります。 ※生活保護世帯の方は、自己負担はありません。
②訪問入浴介護			
③福祉用具の貸与・購入	車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、手すり、体位変換器、歩行者、移動用リフト、自動排泄処理装置、腰掛便座、入浴補助用具 など		

●申込・問/健康課 健康推進係 ☎42-7430

2026年度 税務職員 (高等学校卒業程度) 募集

①令和8年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方および令和9年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方
②人事院が①に掲げる方に準ずると認める方

【試験の程度】高等学校卒業程度
【試験日】
〈第1次試験〉9月6日(日)
〈第2次試験〉10月14日(水)~23日(金)のうち、第1次試験合格通知書で指定する日時

【受付期間】
6月12日(金)9時~24日(水)(受信有効)

受験案内を確認し、申込みは、インターネットより行ってください。

国税庁ホームページにも募集内容を掲載しています。



●問/【インターネット申込関連】人事院人材局 試験課 ☎03-3581-5311(内線2333)【その他試験関連】福岡国税局 人事第二課 試験研修係 ☎092-411-0031(内線2432)

田川アクションフォーラム

アクション(依存症)とは、害があるのとは分かっているのにやめたくてもやめられないコントロール障害のことです。アクション問題への理解促進や、自助グループ活動の周知などを目的として、フォーラムを開催します。

①【講演】「依存症とは」
一 依存症による生きづらさ
《講師》一本松すずかけ病院 精神保健指定医木島玲緒 医師
②【当事者・家族の体験発表】

6月14日(日) 13時~16時 ※12時半受付開始

福岡県立大学 大講義室
依存症に関わる当事者および家族・その他興味のある方

不要 料300円(資料代)

●問/筑豊アクションネットワーク 実行委員会 委員長:山方 国和 ☎090-1979-6273

■北九州ブロック(定員:120名)
毎日西部会館 9階大ホール (北九州市小倉北区紺屋町13)
10月31日(土)・11月1日(日)
■福岡ブロック(定員:①②各150名)
①福岡県千代合同庁舎 3階 C301会議室 (福岡市博多区千代1-20-31)
11月14日(土)・15日(日)
②福岡県庁 3階講堂 (福岡市博多区東公園7-7)
11月26日(木)・27日(金)
※筑豊ブロックでは研修を開催しないため、研修の受講希望者は、希望するブロックで受講できます。
【申込期限】7月23日(木)必着
●申込・問/防災対策課 防災係 ☎42-7417

自衛官等採用試験

■第2回 2等陸・海・空士自衛官
①日本国籍を有する、18歳以上33歳未満の方
②【筆記試験】7月3日(金)~6日(月) ※内1日 ※WEB試験 【口述・身体検査】 7月11日(土)~13日(月) ※内1日
③小倉駐屯地 (北九州市小倉南区北方5-1-1)
【受付期間】6月25日(木)まで ※試験の詳細はお問い合わせください。
【地域事務所説明会のご案内】自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所では、説明会を開催しています。詳細は、お問い合わせください。
●問/自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所 ☎0948-22-4847

甲種防火管理再講習

8月3日(月) 10時~12時
飯塚市、嘉麻市、桂川町に居住または勤務している方
【申込期間】6月1日(月)~30日(火)
2,000円(講習当日に現金で徴収)
【講習場所】飯塚地区消防本部 (飯塚市菰田52-1) ※駐車場なし
定30名

詳細はこちら



●申込・問/飯塚地区消防本部 予防課(平日 9時~17時) ☎0948-22-7607

維持管理
法定外公共物は、地域に密着した形で地域住民の公共の用に供しているため、地域(地元)で管理をお願いしています。法定外公共物は、その機能(道路・水路としての機能)を確保するため基本的には構造物などによる劣化は認められません、その機能を占げない程度において、使用許可を受けることができます。また農事区長、水利関係者、隣接地所有者および利害関係人などの同意が必要です。
【法定外公共物を利用する場合】申請書を提出して、公共物管理者(市長)の許可(承認)を受けることが必要となります。申請を行う際には、事前にご相談ください。占有許可のないまま現在使用されている場合も含め、ご不明な点はお問い合わせください。
●問/土木課 ☎42-7043 農林振興課 ☎42-7465

試験・学習

令和8年度 狩猟免許試験 および狩猟免許の更新講習

■狩猟免許試験
【試験日】8月2日
【申請期間】6月26日~7月10日
【申請場所】飯塚農林事務所 (福岡県飯塚総合庁舎管内) 【試験会場】飯塚総合庁舎 (飯塚市新立若8-1)
■狩猟免許の更新講習
【実施日】7月15日
【申請期間】5月25日~7月1日
【申請場所】飯塚農林事務所 (福岡県飯塚総合庁舎管内) 【更新会場】飯塚コミュニティセンター (飯塚市飯塚14-67)
●申込・問/福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課 地域振興係 ☎0948-21-4953

福岡県 防災士養成研修・試験 受講者募集

自主防災組織の活動に参加するリーダーを養成するため、「福岡県防災士養成研修・試験」を開催します。
■筑後ブロック(定員:150名)
三瀬生涯学習センター 多目的集会室 (久留米市三瀬町玉満2949-1)
10月17日(土)・18日(日)

今回の定期監査では、労働時間に関する意識改革(コスト意識)の徹底について言及した。さらに、引き続き時間外勤務命令簿の勤務実績の記入にあたり、「時間外勤務手当割増加算等取扱いフロー図」または「会計年度任用職員説明マニュアル」を各職員において十分理解することを求めるほか、命令権者においては、チェックを厳格に実施することを求める。また、命令権者および人事秘書課は、個々の職員にとって過重勤務とならないよう時間外の労働時間の状況を把握し、関係部署を含めた係員相互の協力を図る調整を行うなど、柔軟な体制づくりを要する。

■会計年度任用職員の適正な配置について
各課の会計年度任用職員の採用にあたっては、毎年度、厳格な見直しを行っているが、引き続き、業務量および職員数等を勘案し、適正な人数を検討されたい。

■庁舎内の昼休みの消灯について
窓口業務に支障のない範囲での昼休みの消灯、未使用および閉庁後の執務室のこまめな消灯を徹底し、経費削減に努められたい。

口腔がん検診について

口腔がんとは、舌や舌の下側、歯ぐきにできるがんのことです。日本では、およそ7,000人が口腔がんになり、死亡者数も3,000人を超え、右肩上がりで増えています。喫煙・飲酒習慣がある方、長引く口内炎、粘膜にこりが気になる方は、ぜひ受診ください。

7月5日(日) 先着40名
稲築保健センター
問診・専門医による視触診
600円 ※減免制度あり
●申込・問/健康課 ☎42-7430

法定外公共物のお知らせ (里道や水路など)

法定外公共物とは、道路・河川・ため池などの「公共物」のうち、道路法・河川法などの管理に関する法律の適用または準用を受けないものを言います。一般的には、里道・水路と呼ばれており、その多くは昔から農道や農業用水路として地域住民によって作られ公共の用に供されているものです。

の不備が多く見受けられた。記入が必要な箇所については、各課でのチェック体制を整え、手続きに不備のないよう確実に執行されたい。また、契約に関する手続きにあたっては、地方自治法や嘉麻市財務規則などの根拠となる法令を十分理解し条文を記載することで正確なものとなされたい。

■随意契約について
随意契約は、地方自治法施行令第167条の第2第1項に定められ、その適用条文的には、合理的な根拠と説明責任が求められるため、随意契約ガイドラインなどに基づく精査を行い履行されたい。また、特別な事情がある場合の1者の見積書での根拠条文、工事等の指示書での発注手続き、予定価格の公表の手続きなどを誤認し運用しているものが見受けられた。見積書等の書類においても、不適切な日付けが見受けられ、職員は今一度、事務の手順を確認し適正に処理されたい。

契約事務を行うにあたり、不安を抱く職員は少なくないため、事務説明会を定期的に行うなど、異動等に伴う職員への継続的な支援体制を強化し、さらに、職員はコンプライアンス意識を高めることで、正確な事務の執行を徹底されたい。
■旅行命令簿並びに自家用車等による公務旅行について

旅費とは、公務のために旅行する職員に対し、旅行に要する経費として地方公共団体から支給されるもので、嘉麻市職員等の旅費に関する規則にその事務処理規定が定められている。旅行命令簿について、決裁は受けているものの、自家用車等指定承認何では、旅行日時点の保険契約などの記載や承認のないものが見受けられた。旅行命令における体制を整えつつも、記入や決裁の際は、不備のないよう十分に注意されたい。

また、公務のための県内旅行はできた限り公用車使用または自家用車での乗合わせといった検討を求める。また、その公用車の保有台数については、継続して各課の状況に応じた適正な台数を検討されたい。

■時間外勤務命令簿について
時間外勤務命令簿は、時間外勤務手当支給の根拠となるものであり、時間外勤務命令を行うにあたっては、命令権者は、事前にその業務内容を明確に把握し承認されたい。

定期監査の結果公表

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和7年度定期監査の結果を次のとおり公表します。

(令和8年3月24日)
嘉麻市監査委員:松岡 源太郎
嘉麻市監査委員:吉永 雪男

1.監査の概要
(1)監査の目的
定期監査は、地方自治法の規定に基づき、市の事務や事業が、法令等に従って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどについて実施する監査です。

(2)監査の実施期間
【第1期】令和7年9月25日(木)~令和7年10月30日(木)
【第II期】令和7年12月19日(金)~令和8年2月9日(月)

(3)監査の対象部署等
【第1期】土木課、教育総務課、学校教育課、教育施設課、生涯学習課、スポーツ推進課、会計課、各総合支所市民サービス課
【第II期】防災対策課、環境課、産業振興課、農林振興課、農業委員会事務局、住宅課、水道局、監査委員事務局

(4)監査対象期間
【第1期・第II期】令和6年度分
(5)監査の方法
予算や事務事業の執行状況について、提出を求めた調査並びに関係資料に基づき予備監査を実施し、予備監査により抽出した質疑・指摘事項について、質疑応答形式で意見、回答を聴取しました。

2.全般的指摘事項
■公文書等の取り扱いについて
令和5年度より文書管理システムの運用が始まり、操作の取扱いに慣れつつも、決裁日と施行日などの日付けに矛盾が生じていることや、公印申請や施行日が未入力のままといった処理の不備が見受けられた。入力操作の誤認や未熟さによる誤りも少なからずあることから、操作方法の周知および確認を徹底し、嘉麻市公用文書等規程に沿った事務の取り扱いを正確なものとなされたい。
契約関係書類は従来どおり紙による決裁ではあるが、起工何や入札(随意)結果及び支出負担行為決議書等において、決裁日や施行日、添付書類の有無、検査職員の要・不要の記入漏れ等

②小論文(テーマ):「環境についてあなたが思うこと」(様式自由、800字以内)

【応募締切】6月19日(金) ※17時必着
【選考】選考委員会において、市が定める委嘱基準および公募実施要領に基づき選考します。なお、選考結果は、後日郵送にて応募者全員にお知らせします。

●申込・問/環境課 環境衛生係
(〒820-0292 嘉麻市岩崎1180-1)
☎42-7428 FAX 42-7093
✉eise@city.kama.lg.jp

嘉麻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会公募委員募集

【主な活動内容】高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定および見直しについて調査審議します。

【任期】委嘱した日から検討協議会条例第2条に規定する諮問に係る事務が終了するまで。協議会は、平日昼間の開催を予定しています。(年間4~5回程度)

【報酬等】①報酬/1回につき4,600円
②費用弁償/1回につき1,500円
【応募資格】以下の要件をすべて満たしている方
①応募日において、市内に居住、または通勤している方
②令和8年7月1日時点において20歳以上の方

【応募方法】次の書類を持参、郵送、FAXまたはEメールにより提出してください。
①応募用紙(高齢者介護課および各総合支所の市民サービス課 市民サービス係に備え付けています。※市ホームページからもダウンロードすることができます。
②小論文(テーマ):「志望動機」

【申込期間】6月1日(月)~19日(金) ※17時必着
【選考】選考委員会において、市が定める規定などに基づき選考します。なお、選考結果は後日郵送にて応募者全員にお知らせします。

●申込・問/高齢者介護課 介護保険係
(〒820-0292 嘉麻市岩崎1180-1)
☎42-7431 FAX 42-7093
✉kyufu@city.kama.lg.jp

募集

令和8年度 第1回 県営住宅入居者募集

募集住宅

県内に所在する県営住宅(募集対象団地、募集戸数など詳細については募集案内書をご覧ください。)

募集案内書記布期間

6月12日(金)まで

申込受付期間

6月4日(木)~12日(金) (当日消印有効。申込手数料は不要)

募集案内書記布場所

福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課、公社管理事務所(福岡・北九州・筑後・筑豊)、公社管理事務所出張所(行橋・大牟田・直方・田川)、県営住宅課、各地区県民情報コーナー(北九州・筑後・筑豊・京築)、県内の各市(区)町村役場、ほか

●問/福岡県住宅供給公社

県営住宅管理部 管理課
☎092-781-8029
FAX 092-722-1181

嘉麻市環境審議会委員の公募について

【主な活動内容】環境分野に関し、市長からの諮問をうけた事項について審議ののち答申を行います。

【任期】令和8年7月11日(土)から2年間
【報酬等】1回あたり6,100円(報酬4,600円+費用弁償1,500円)

【募集要項】以下の要件をすべて満たしている方
①応募時において20歳以上の方
②市内に居住、または通勤している方
③任期終了まで、継続して会議に出席できること。
④行政委員会の委員は、原則として委嘱等をしないものとする。
⑤委員が兼ねることができる附属機関等の数は、原則として3以内とする。ただし、委員の数が充足しないなど、やむを得ない場合は除く。

【応募方法】次の書類を持参・郵送・FAXまたはEメールにより提出してください。
①応募用紙(本庁舎2階環境課環境衛生係および各総合支所市民協働係に備え付けています。)*市HPからもダウンロード可。

◎嘉麻市民 ◎市内で実施するフレイル測定会やフレイル予防活動のお手伝いができる方 ◎フレイル予防について学んでみたい方

【開催日時】7月13日(月) 10時~15時
【開催場所】碓井住民センター

【定員】15名程度 ※定員になりしだい締切
【服装】タオル、飲み物、運動しやすいつ服装・靴でお越しください。
【申し込み】電話にてお申し込み。

【申込期間】6月8日(月)~30日(火)
【申込方法】1時間程度昼食休みがあります。

●申込・問/高齢者介護課 高齢者相談支援センター係
☎42-7434

みんなで読む古文書講座

古文書解読の基礎を習得して、郷土の歴史や文化に触れてみませんか。

【午前部(10時~12時)】はじめての一歩クラス
【午後部(13時半~15時半)】読み進めクラス

【申し込み】初めて古文書にふれる方向けの内容
【受講料】1,200円
【講師】佐々木 隆良氏(朝倉市秋月博物館長)

【開催日時】令和8年7月~令和9年2月
※月1回、午前・午後の2部制にて開催

【開催場所】嘉麻市立織田廣喜美術館
市民アトリエ(上臼井767)
以下の7月~2月までの第一火曜

【開催日時】7月7日、8月4日、9月1日、10月6日、11月10日、12月1日、令和9年1月5日、2月2日

【受講料】1,000円(全8回) ※テキスト代 ※現金またはPayPayにて初回にお支払いいただきます。

【定員】各クラス30名 ※応募者多数の場合は抽選

【申し込み】6月26日(金)締切
【申し込み方法】電話・メール・オンライン受付フォームにて受付。

●申込・問/生涯学習課 文化推進係
☎62-5720
✉bunka@city.kama.lg.jp

ホームページはこちら

入力フォームはこちら

【火曜日コース】7月7日、21日 14時~15時
【木曜日コース】7月9日、23日 14時~15時

【共通事項】市内在住または在勤の方 ※18歳未満の方は保護者同伴

【申し込み】各コース35名程度 ※応募多数の場合は抽選

【申込期間】6月19日(金)まで
【申し込み方法】動きやすい服装、室内シューズ、タオル、飲み物

●申込・問/スポーツ推進課
☎62-5730(平日 8時半~17時)

「健康とふれあい」のボウリング教室

健康のためにボウリングを始めてみませんか? 若者男女問わずなどたても気軽に参加ください!

【開催日時】6月22日・29日、7月6日・13日・27日、8月3日 ※全6回
13時半~15時半 ※いずれも月曜日

【参加者】市民の方、もしくは、その紹介者の方、ボウリングを再び始めたい方

【定員】30名 ※定員になり次第締切
【受講料】1,200円
(※ゲーム代、貸靴料、教材費込)

【開催場所】飯塚第一ボウル(飯塚市片島1-10-14)
【講師】PBA公認インストラクター(日本プロボウリング協会)

【申し込み】電話・FAXにて会場へ直接お申し込みください。

●申込・問/嘉麻市ボウリング協会 事務局(飯塚市片島1-10-14 飯塚第一ボウル内)
☎0948-23-1181
FAX 0948-23-1182

フレイル予防サポーター養成講座(無料)

「フレイル(虚弱)」とは、健康と要介護状態の間の心身ともに弱っている状態をいいます。フレイルな状態は気づくこと・自分にあった取組みをおこなうことで改善や進行を遅らせることができます。この講座はフレイルについて学び、地域でフレイル予防活動(講座の運営や測定会のお手伝い)をおこなう「フレイル予防サポーター」を養成します。

相談

「日曜労働相談会」開催!

職場の労働トラブルでお困りの方へ いじめ・嫌がらせ、退職・解雇などのお悩みに対応します。「平日は忙しくて相談できない」という方は、ぜひご利用ください。
相談無料、秘密厳守、予約優先(予約なし可)、使用者相談可。

【電話相談または来所面談】6月21日(日)
10時~18時(受付は17時半まで) ※内容に応じて弁護士相談を実施(15時~17時)

【福岡県筑豊労働者支援事務所】(飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階) ※県内4か所で同時開催。 ※詳しくはホームページをご覧ください。

●問/福岡県筑豊労働者支援事務所
☎0948-22-1149

ホームページはこちら

●問/福岡県筑豊労働者支援事務所
☎0948-22-1149

「人権擁護委員による悩みごと相談」開設

飯塚人権擁護委員協議会および福岡法務局飯塚支局では、「人権擁護委員による悩みごと相談」を行っています(無料)。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に、人権擁護委員が応じます。一人で悩まずご相談ください。 ※秘密厳守

【開催日時】①6月1日(月) 夢サイトかほ
②6月3日(水) 本庁舎1階相談室
③6月6日(土) 碓井地区公民館
④6月9日(火) 山田生涯学習館
※時間はいずれも13時~15時

●問/人権・同和対策課
☎42-7405



催し・教室

7月の健康運動教室(無料)

初めての方や体力に自信がない方も気軽に参加できます!
【健康運動やレクリエーション

福岡県介護支援専門員実務研修受講試験

【試験日時】10月11日(日)
①西南学院大学(福岡市早良区西新6-2-92)
②九州国際大学(北九州市八幡東区平野1-6-1)

【受験申込期間】※消印有効
6月4日(木)~7月3日(金)
【申込書記布期間】6月3日(水)~7月3日(金)

【受験申込要領】6月上旬を目途に(公社)福岡県介護支援専門員協会HPに掲載します。(郵送による入手方法は下記でご案内)

【申込書の配布場所】嘉麻市役所高齢者介護課(本庁舎)、県の高齢福祉(環境)事務所、県庁高齢者地域包括ケア推進課(2階)、北九州市の各区役所および出張所、福岡市の各区保健福祉センターおよび出張所、各市町村介護保険担当課、福岡市情報プラザ(福岡市役所1階)、文化観光情報ひろば(アクロス福岡2階)、公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 ※嘉麻市での配布は本庁舎のみ ※1名につき1冊

●申込・問/公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会(福岡市博多区博多駅南2-9-30)
☎092-431-4590

【試験科目】①基礎知識(100問)
②実務(100問)
③応用(100問)
④倫理(100問)
⑤法律(100問)
⑥福祉(100問)
⑦総合(100問)
⑧面接(100問)

【試験会場】①福岡県庁(福岡市中央区)
②福岡県庁(福岡市中央区)
③福岡県庁(福岡市中央区)
④福岡県庁(福岡市中央区)
⑤福岡県庁(福岡市中央区)
⑥福岡県庁(福岡市中央区)
⑦福岡県庁(福岡市中央区)
⑧福岡県庁(福岡市中央区)
⑨福岡県庁(福岡市中央区)
⑩福岡県庁(福岡市中央区)

【試験料】①受験料(1000円)
②受験料(1000円)
③受験料(1000円)
④受験料(1000円)
⑤受験料(1000円)
⑥受験料(1000円)
⑦受験料(1000円)
⑧受験料(1000円)
⑨受験料(1000円)
⑩受験料(1000円)

【試験結果】①合格(100名)
②合格(100名)
③合格(100名)
④合格(100名)
⑤合格(100名)
⑥合格(100名)
⑦合格(100名)
⑧合格(100名)
⑨合格(100名)
⑩合格(100名)

【試験結果】①合格(100名)
②合格(100名)
③合格(100名)
④合格(100名)
⑤合格(100名)
⑥合格(100名)
⑦合格(100名)
⑧合格(100名)
⑨合格(100名)
⑩合格(100名)

認知症サポーター養成講座

市では、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り応援する「認知症サポーター」を養成し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指しています。

①福築地区公民館(岩崎1141番地)
7月8日(水) 13時半~15時
②織田廣喜美術館(上臼井767)
10月16日(金) 13時半~15時

③夢サイトかほ(大隈町1228-1)
11月10日(火) 13時半~15時

④嘉麻市民または嘉麻市内にお勤めの方
【認知症とはどんな病気?】
○認知症の方に接するときの心がけ
○市の取り組み
○認知症サポーターの活動について

【定員】30名(定員になりしだい締切)
【受講料】無料
【申し込み】電話にてお申し込み。

●申込・問/高齢者介護課 高齢者相談支援センター係
☎42-7434